

第二十二回 参議院内閣委員会 會議録 第二十七号

昭和三十年七月十五日(金曜日)午後一時三十分開会

委員の異動
本日委員上林忠次君及び吉田法晴君辭任につき、その補欠として豊田雅孝君及び千葉信君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君
理事 長島 銀藏君
宮田 重文君
木下 源吉君
松原 一彦君

委員

井上 知治君
木村篤太郎君
高瀬莊太郎君
野本 品吉君
加瀬 完君
千葉 信君
松本治一郎君
田畑 金光君
松浦 清一君

委員外議員

衆議院議員

国務大臣

政府委員

人事官 神田 五雄君
大久保留次郎君
高橋 等君
山下 義信君

人事院事務総長 瀧本 忠男君
局長 三橋 則雄君
総務局長 三橋 則雄君
常任委員 杉田正三郎君
常任委員 川島 孝彦君
常任委員 会専門員
常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件

○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(山下義信君外三名案議)

○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまより内閣委員会を開会いたします。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては先般提案理由を聞いたのでありますが、参議院の第二十号と衆議院第二十八号の二つの案が出ているわけでありまして、これを便宜一括して質疑を行いたいのであります。

が、順序といたしまして、提案者たる参議院議員山下義信君にまず御質疑を願ひまして、その後衆議院の高橋等君に御質疑を願つたらけうかと思ひます。政府側からは国務大臣の大久保留次郎君、恩給局長の三橋君がお見えになっております。

○松本治一郎君 その前に先日資料を要求しておつたのですが、あれはまだできないのですか。

○委員長(新谷寅三郎君) 松本委員に申し上げます。委員部から正式に政府側に資料の要求をいたしました。ところが政府側からの話によりますと、御要求の資料の中に非常に調整することが困難な資料があるようであります。この点は政府側から直接に松本委員にその困難な点を申し上げて、可能な限りの資料を作りたいということを言っておるようでありますから、いづれ恩給局から松本委員の方にその点について連絡に行かれますかと思ひますから御了承願ひたいと思ひます。

○松本治一郎君 その資料がなければ、この恩給法に対する質問がやりにくいのですから、なるだけ早く……。

○委員長(新谷寅三郎君) 承知いたしました。恩給局長に申し上げますが、先般松本委員から資料要求があつたのですが、その中で可能な資料はすぐに作つて出していただきたい。それからどうして、さう早くに……。

○松本治一郎君 御連絡願ひたいと思ひます。可能な限り資料を整えて提出されるように至急に御取り計らい願ひたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) ただいまの委員長からのお話のこと、承知いたしました。さうそく委員長の御話の通り、取り調べまして松本委員の方に御連絡申し上げることにいたします。

○委員長(新谷寅三郎君) それでは質疑に入つていただきたいと思ひます。が、便宜先ほど申し上げましたように、山下参議院議員に御質疑がある方は、

はこの際に質疑をしていただきたいと思ひます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め提案者の山下議員から発言を求められておりますので、補足的な御説明をしていただきます。

○委員外議員(山下義信君) お許しを得まして、私どもの提案いたしました、ただいま御審議を願つております改正案と同様御提出になりました民自党御提案の改正案との相違点と申しますか、そういう点を補足説明をさせていただきます。御審議をいただきます。

民自案の方におきましては、一万二千円ベースになりましたこの点は同じでございます。それで仮定俸給の号俸引き上げにつきましては、民自案におきましては、尉官以下四号俸を引き上げられまして、佐官は三号、将官は二号の引き上げとなっております。ただ尉官以下と申しまして、その中で軍曹、伍長だけは別の扱いになつておられまして、四号俸でなくて三号俸に押えておいていただくわけでございます。私の方の案といたしましては、尉官以下四号俸の引き上げでございます。佐官以上は号俸の引き上げをいたしていただいております。

それからこのベース・アップ及び号俸引き上げの実施につきまして、御承知のごとく民自案は、明年六月までは半額の支給、すなわち御実施でございます。

して、明年の七月から全額の御実施という事になっております。われわれの案といたしましては、本年の十月からこれを全額実施するようなこととございまして、なお民自案におかれましては、この新しい法律の施行前に給与の事由の生じました一時恩給には遡及して御適用にはならないのでございまして、われわれの方といたしましては、一時恩給にもこのベース・アップその他の改正を適用するということわけでございます。右が第一の相違点でございます。

それから第二の相違点といたしましては、通算に関する件でございます。民自案におかれましては、旧軍人並びに旧軍人、また旧軍属の恩給の基礎は職年になります。この計算につきましては、もうすでに御承知のように、引き続いて一年以上、すなわち一年以上七年未満、この年数を恩給の基礎に職年に御算入になるのでございまして、一年以上の年数について通算になるのでございまして、しかしこの御通算は一時恩給には影響しないことになつております。また御通算になりましては、これは普通恩給の資格に達するまでお取り上げになります。十三年あるいは十二年の資格が生ずるところまでこの通算をお通り上げになります。それ以上は合計して十八年になつて、十五年になつて、それ以上は影響のないことにお扱いがなつておられるわけでございます。われわれの案といたしましては、この通算は一年以下でございます。

まして、十一月から従軍いたしておりますが、八カ月従軍いたしておりますが、全部ごとく取り上げて、合計通算をして行こうという考え方でございます。それからまた私どもの方といたしましては、この通算は軍人だけではないまして、一般公務員にもこの通算をずっと適用をして行こうという考え方でございます。なお一時恩給等につきましては、この通算が影響を及ぼしますれば、新たな一時恩給の資格者が生じてくる。つまり通算の恩典というものをあまねくこうむらさせるということがわれわれの案でございます。

第三といたしましては、加算に関する件でございますが、高橋先生御提案の民自案におきましては、加算は認められていないのでございます。われわれの方といたしましては、この加算を一カ月につき一カ月の割合で認めまして、これがすべての恩給関係に及ぶようにいたしてございます。これは通算を認めますというところは、主として召集軍人が対象でございまして、この通算をせつかく認めまして、加算が除外されますというところ、この恩給の恩典に浴しますことに若干の遺憾がございしますので、それで最低の加算を一カ月につき一カ月の割合で認めるということにいたしましたのでございます。

第四点といたしましては、公務扶助料の年額でございますが、年額の最低額をきめたという点でございます。高橋先生御提案の民自案におきましては、この最低額はやはり一番最下級の者が一番低い金額を受けるようになっておるわけでありまして、われわれ

の案といたしましては、最低を三万八千三百五十円と、こう押えまして、すなわち曹長の線を最低にいたしまして、この最低の金額に達しない者は、みなこの三万八千三百五十円まで引き上げて支給する。すなわち軍曹、伍長、上等兵等も皆引き上げて、これ以下の最低は支給しないということで、最低額をきめました点でございます。

第五点といたしましては、公務に基因して死亡したところの立証責任を当局に負うていただく。従って公務扶助料支給の範囲を、ワケを拡大する、こういうことでございます。これは高橋案もわれわれの案も同一でございます。

それから第六点といたしましては、自決者の遺族に対し公務扶助料を支給いたします件は、高橋案もわれわれの案も同一でございます。

それから第七点といたしましては、戦犯等が拘禁された人たちの、その拘禁の期間中を恩給年限の中に加えるというところが高橋案にお取り上げになっておられます。われわれの方といたしましては、事情は御同情申し上げますが、戦犯の拘禁ということが公務であるか、どうであるかということが、国内法におきましても、また国際法におきましても疑義があると存じまして、この戦犯者の拘禁中を恩給年限の中に数えるというごとはいたしておりません。

それから第八点といたしましては、戦犯第で拘禁中に負傷または疾病にかかった場合のお取扱いが高橋案にお取り上げになっておりますが、われわれの方にはただいま申し上げましたような趣旨でこの点は触れてございません。

それから一時恩給を従来受けておりました者が、今度の改正案で年金の恩給を受けることになりました場合の金額の差し引き等、こういう場合のお取扱いのやり方が高橋案とわれわれとの案の相違しております点でございます。

最後に、警察職員に關する恩給の特例及び行政機関職員定員法の改正がこの機会にお取り上げになっておられるのでございますが、私どもの方といたしましては、その点は触れていないのでございます。

両案の相違点のおもなる点を申し上げて御審議の御参考に供したいと思っております。

○委員長(新谷實三郎君) 提案者の山下議員に対して何か御質疑ございませうか……御質疑がなければ、また審議の結果によりまして、さらに山下議員に御質疑をするような機会があるかと思ひますが、きょうは山下議員御退席下さつてけつこうであります。ありがとうございました。

では次に、衆議院議員の高橋等君の提案にかかる、同様の法律案でございますが、高橋議員に対して御質疑のある方は御発言願ひたいと思ひます。なお高橋議員のみならず、この高橋議員提案の衆議院送付案は民自両党の共同提案でございます。政府もこれに對しましては賛成をしておるものでありますから、この案につきまして大久保國務大臣、あるいは三橋恩給局長に御質疑がございしますれば、あわせて御質疑を願つてけつこうだと思ひます。

○千葉信君 きょうの日程は、けさ非常に早く登院したので公報を見ないで出てきました。きょうの日程は恩給

法の一部改正法律案と、それから何ですか。

○委員長(新谷實三郎君) きょうの日程として上つておりますのは、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、それから参議院の山下君の提案のものと同じ件名であります。衆議院から送付してきた案と、そのほかには国家公務員制度及び恩給に関する調査、これを議題にいたしております。

千葉君に申し上げますが、恩給に關しましては一般の給与問題にも關係が生じて参りますので、特に公務員の問題についての調査を議題にいたしていただいても、恩給法に關する審議をいたして御質問する間に、給与問題等についての御質疑をしていただいてもけつこうです。政府側から浦本給与局長、神田人事官が見えになっております。大久保國務大臣も出席しておりますから、適宜なときに御質問いたしてけつこうです。

○千葉信君 大久保さんにこの際お答えをしていただきたいと思ひますが、恩給法の關係については、前にも御承知のように、昭和二十八年の十一月の十七日に現在の国家公務員法によりまして人事院の方から恩給法、新しい名前に変えて国家公務員退職年金法に關する勧告というのが行われております。これも前の内閣もそうでありましたが、今度の内閣におきましても、公務員制度全般に關する身分の問題、制度の問題、それから給与の問題、退職年金法の問題、恩給法が名前を変えて退職年金法、こういう問題等について公務員制度調査会を作り、もしくはこれを継承して、その調査会ではいろいろ検討をされておることになって

おりますが、恩給法の關係もありますので、この際公務員制度調査会の検討がどのような分野で、どういう状態で、そして現在その進行工程はいかなる状態であるか、大久保さんから承わりたい。

○國務大臣(大久保實次郎君) 実はこの問題につきましては、参議院の予算委員会におきまして、大体の公務員制度調査会の組織及びその審議の経過等について申し上げておきました。まだおそれくこの委員会におきましては私申し上げなかつたと存じます。その私の記憶にありますが点だけを御参考までに申し上げておきたいと思ひます。

公務員制度調査会ができましたのは昨年の六月で、昨年の六月に始めて、調査会の委員というものは關係関係と言いますか、關係が六人に、それから大学の教授、それから半職経験者という名称のもとに案家あるいは恩給をいたしておる人という方々を網羅しまして約十九名の委員であります。昨年の六月に第一回の總會を開いて、毎月三回、四回ずつ總會を開いて公務員制度の一般の問題について論議をいたしました。そうして約二十四回總會を開きました。で、一般の論議が一通り尽きましたので、今度はこれを小委員会に移しまして、小委員会においては東大の田中という博士を主任といたしまして五名の小委員会を作つて、そこにおいてさらに検討することになって検討を続けました。この小委員会におきまして、十四、五回と思ひますが、小委員会を開いて論議をいたしました。そこで總會において論議しました問題と小委員会において論議しました問題とを総合して、主要なる問題について大

きな方針をきめることになった。それでたゞいま整理中であります。従つて総会及び小委員会における主要問題についての論議は一段落になりました。ただいま、さき申した田中博士が中心になつて大問題と取り組んだ問題についての大方の方針についての整理中である。実を言へば私は六月中に整理したかつたので督促いたしましたけれども、六月中にはできなくて、今月に入つてまずもうそろそろできることになつておりますから、これができましたならば総会にかけまして、今年の八月中、夏休みでありますけれども、夏休み中を利用して各委員に表を配りまして、九月早々大方の意見をまとめて、これでいいという方針がきまりましたならば、それから進んで立法化の手続きをとりたい、こういう方針であつたのです。

参考のために、どういふ問題が議論の対象になつたかと申しますと、まず初めに問題になりましたのは、公務員の種類を幾つにするか、公務員の種別、どの点までを公務員というワケに入れるか。二つにするか三つにするかというの議論になりました。それから公務員の任用制、任用をどうするかという問題、それから公務員の懲罰、勤務というふうな問題もありました。もう一つは、公務員の労働問題をいかに処理するか、これはなかなか論議の種になりかたに処置するかというところはなかなか論議になつたようであります。それから外国の公務員制度についての研究も必要であるというので、そういうものも進めるようになりました。それからもう一つは、こまかくいろいろ議論の種に

なりましたのは給与問題、これは給与の全般にわたつていろいろ問題が起りました。それから恩給制度の問題というふうな、各般の事柄にわたつて論議しましたのでありますが、さつき申しました通り、総会と小委員会の大方の論議が尽きましたので、今申しました主要なる問題についての起草がもうそろそろできかけております。まあ私はなるべく早く、今月の末を待たぬでそれを作りたいと急がせておる次第であります。従つてさつき申しました人事院の勧告のお話が出ましたが、これは千葉さんの言われました通り、確かに政府に勧告が参つております。恩給制度、共済組合の制度のことにつきまして、これを二つにするか一つにするかという問題等ももちろん議題の中に入つております。その問題の解決と同時に人事院の問題もおそらく解決の方

向に向つて、こう考へております。

○千葉信君 今の御答弁はかなり色のいい返事で、希望の持てそうな御答弁をいただいたておりますが、去年の六月から設けられた公務員制度調査会の方は、それは継続してそのまゝ前内閣の方針を今の内閣では踏襲されて継続されておられるわけですか。その間に鳩山内閣は鳩山内閣としての立場から、途中で方針の変更等は全然なしに、その回数の中に算入されて、しかも方針をそのまゝ継承されているわけですか、途中で少くとも関係なんかの関係は委員としては変つてはいるはずではないか、その点はどうですか。

○國務大臣(大久保留次郎君) 内閣は変りましたけれども、御承知の通り公務員制度調査会は諮問機関でありま

す。政府に向つて意見をただ諮問に応じて出すという立場をとつておりますので、内閣が変りましたも、これに向つて格別の注文はつけません。何もつけてありません。委員会は全く独自の立場に立つて、独自の意見を具申されることと信じております。

○千葉信君 公務員制度調査会は諮問機関であることは私も承知してありますが、その諮問機関である調査会の構成員には関係が入つておられるわけですか。あなたもたしかその一人であるはずで、自治庁長官も公務員制度調査会の論議の経過については本委員会でも御答弁になつております。ですから、従つて重要な立場の関係の方がその公務員制度調査会の中に入つておられて、そしてこれは諮問機関だから注文もつけない。全く在来のやり方で、内閣が變つてもそのまゝのやり方で継承しておることは、ちよつとふに落ちない点があると思つておりますが、その点……

○國務大臣(大久保留次郎君) 閣僚は数名入つておりますけれども、約二十名に対して数名でありますから、やはり他の会員の諸君の意向が圧倒的に私は強いと思つてます。また先に申しました通り、諮問委員会の性質から考へて、下手な注文をつけべきでないと思つて一切注文をつけておりません。

○千葉信君 どうもそういう方針なり、態度というものは、私は政党内閣制度のもとにおいて一定の政策なり、方針なりを持つてゐる政党なり、もしくは内閣の立場において、たゞいまのようなお考へて前内閣の方針をそのまゝ継承するということについては私は少しは疑義がありますが、しかしまあこれはここで大久保さんにこの問題をこれ以

て上食ひ下つてみるつもりもありませんが、今御答弁になりました答弁の中に、主としてその関係等を除いた委員の場合には、かなり専門的な知識を持つておられる方々で、大体まあそれらの方々に対して閣僚の立場から行つ、閣僚としての委員の立場からどういふという意見を言うような状態ではなく、委員会が運営されておるということですが、これは私ちよつと大臣に確かめておきたいのですが、この委員会が川島自治庁長官はこういうことを答弁されておる。それはちよつと地域給の問題がこの委員会の問題になつておりましたときに、川島自治庁長官は、公務員制度調査会は現在他の問題を全部あ

と面して、地域給の問題をどうするかということに主力を注いである。従つてこの問題に今公務員制度調査会は精力を集中しているから、だからおそろく七月中旬ごろまでにはこれに対する一応の結論が出るだらう。こういう弁答をされておられます。ところが今大久保さんのお話を聞いておりました、その公務員制度調査会は非常に広範にわたつて公務員の分類の問題、任用の問題、賞罰の問題をどうするかという問題、勤務条件に関する問題、労働権に関する問題、その他給与、恩給等、非常に複雑多岐にわたつて検討されておられて、もう委員会としては総会も小委員会も大体もう最終段階に入つた、こういう御答弁ですと、かなりこの両者の答弁が食い違つてきていると思つたのです。この点で一体川島さんの言われたその地域給の問題等については、川島さんの言われたように進んでおられますか。それともその問題も含んで全体の結論が出そうになつてい

るのである。その場合に付言してお尋ねしておきたいことは、今非常に専門的で、大体閣僚の委員の方々は口出しをする必要がない程度だといふ話を今、大臣はしておられますが、しかし私の聞いたところでは、例えば今、大臣が名前をおつしたその委員長をやつておられる方が、小委員長であるか何か知りませんが、その方が、たとえば地域給の問題なんかは困つた問題だ、とたいこの問題については、今これからこの問題に対する勉強を始めてゐる段階だ、こういうことを言つてゐる事実もあるのです。ですから、この際公務員制度調査会の進捗の状況が非常に公務員全体にとつて大きな問題だし、国民にとつても重要な関心がある。ですから食い違ひの起らないように、その経過、見通し等について御答弁を承わりたい。

○國務大臣(大久保留次郎君) たゞいまのお話であります、ちよつと議論の中に一番議論の種になりましたのは、御承知の通りこの地域給の問題であります。そのたびごとに早くやれやれという注文が各方面から起りましたので、私もこれは急がなくてはいかぬと思ひまして、これは小委員会だけでは物足りないから、もう少し幹事になつてゐる各官庁の幹事にもお集まりを願つて、一つ補助的の意味において、地域給の問題に対する手伝いをしてもらつたらどうかという話をして、手伝いをしていただいたような経過がございますので、おそろく川島君が言いましたのは、そういう事実に基づいて急いでお尋ねしたのじゃないかと思ふ。実際その通りでありまして、急いでおりまし

て、さき申した通り川島君の言うのと
同じことと思いますが、今月の中旬、
あるはう少しくおくれましても、早く
主要の問題についての方向だけをきめ
たい、そうして総会にかけたい、八月
中の総会にかけたい、こういう考えに
は変わりございません。御了承願いま
す。

○千葉信君 御了承願いますという
結論になっておりますが、どうも私
もが受ける印象から言いますと、やは
り当面非常に重要な問題でありなが
ら、私どもが御承ねをしたりします
と、どうも一切がささいあげて公務員
制度調査会にかかってくるという答弁
で時をかせいでいる傾向としか私ども
受け取れないふしが非常に多いので
す。特にきょうはこの委員会として
は、恩給法の改正に関する審議の最中
ですから確かめておきたいことは、あ
なたは、あなたもその委員の一人なん
だが、人事院の方から出されている国
家公務員の退職年金法に関する検討は
どういうふうになっておりますか、そ
の委員会の構成員である以上、委員会
の審議の経過なり、大体の結論とい
うものも御承知になっていなければなら
ないお立場は必ずですが、この点どう
なっているか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 先ほど
申しました通り、総会と小委員会との
意見を整理中でありますから、はつき
り申し上げることはどうかと思いま
すけれども、私は人事院の意向は尊重さ
れるものと考へております。

○千葉信君 人事院が来ておられます
が、質問に入っていくのですか。

○委員長(新谷實三郎君) いいです。
○野本品吉君 関連して……。先ほど

公務員制度調査会で行っている事柄を
御調査願っているというお話の中に、
恩給制度についても無論やられておる
のですが、恩給制度に関して具体的に
どういう項目を取り上げて調査会で御
検討になっておりますか、その点をお
知らせ願いたい。

○国務大臣(大久保留次郎君) 題目だ
け申し上げて、まだ決定は差し控えた
いと思ひますが、先ず問題になりまし
たのは、文官と武官の恩給を一本にす
べきか、二本にすべきかというのが一
つの問題であります。それからさら
に、政務官と普通の公務員とを同じに
扱ふべきかどうか、たとえば閣僚と
か、政務次官とか、こういうものの恩
給と普通の公務員とを同じにすべきか
どうかという点、それから今は普通
の公務員は十七年になっております
が、二十年に延長したらどうかとい
うこと、そういう工合にいろいろあり
ましたが、今決定として私からまだ申し
上げる段階に至っておりませんが、論
議の種としてはそういう問題が起つて
おります。

○野本品吉君 先ほど、何と言いま
すか、恩給受給者の利益を代表する委員
も入っておるというお話があったので
すが、どういふ方が入っておりますで
しょうか。

○国務大臣(大久保留次郎君) これは
名前を言っても何ですが、内務省の古
い役人も入っております。恩給をもら
っているのです。

だとは考えられない、そういう意味を
もって構成員として入っておるのだ
か、どうですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) これは
そう厳格な意味で選択したわけでもな
いのですが、とにかく恩給給受を受け
ているのですから、恩給についての知
識は持つておると、こう思つて選択し
たことと思ひます。

○野本品吉君 これは簡単に済まされ
ない問題なんです。多数の恩給関係者
にとりましては、と申しますのは、元
の高級官僚の人たちはほとんど恩給に
依存することなくして楽々と大会社の
重役になったり、その他重要なボス
トに入つて生活に何ら不安を感じない
人が多いのです。そういう人が、恩給
をもらつておるからという理由で、一
般の何十万という零細な恩給受給者の
利益代表者であるというお考えに對し
ましては、ちよつと私は疑問があるの
ですが、いかがでしようか。

○国務大臣(大久保留次郎君) それは
恩給受給者全部を、代表したという意
味ではないのです。その人一人が全部
を代表しているという意味じゃありま
せん。そういう意味じゃなくて、普通
の人よりもとにかく恩給についての災
難の知識経験があるから、おそらく委
員の一に選んだものと思ひます。

る、それから米価をきめる場合には、
農民代表を抜きにしては、米価が国民
生活の実情に合うかどうかということ
もわからない。私は前からやはり恩給
という相当大きな問題について審議を
する機会に、恩給についての理論的に
も實際的にも知識経験があり、またそ
れらの人たちの生活というものに對し
て理解を持つておる代表をこの委員会
に入れてほしいということをお願いいた
しまして、この前官房長官は、前のと
きであります、そういう線において
入つていただくことを考慮する、こう
言われておつた。これも委員会のその
場しのぎの御答弁であつた、結果的
にはなつておるわけですが、公務員制
度の調査会に、やめたかつての公務員
と利害関係のある恩給制度の問題が大
きな項目として取り上げられて、慎重
に論議、検討される。同じように現在
の公務員、現職の公務員に關しまして
も、きわめて大きな問題が論議される
ことになるのでありますから、ちよつ
とこの前の恩給特別審議会において、
旧軍人代表、遺族代表を加えたよう
に、この審議会にそういう人々を加
えないという、現職の人にも古い人
にもその結論に對して納得を与えるこ
とが困難じゃないか、私はそう思つて
おる。そういう点につきまして御考慮
を希望いたします。千葉君の質
問の関連事項としてそれだけ……。

○千葉信君 もう一つ関連する問題で
大久保さんにお尋ねしておきたいと思
ひます。大久保さんもおそらく御承知
だらうと思うのですが、昨年七月の十
九日に人事院の方から国家公務員法の
第二十八條に基く報告が内閣と国会に
對して行われました。二十八條に基き

ますと、毎年一回報告の義務があり、
しかもその報告に際して条件が五%以
上の変動を起しておる場合には、その
給与が適正であるかどうかということ
の報告を要する。もちろんそれ
以上の条件の変動がある場合は、その
つどそれに対応しなければならませ
んが、今年の状態から見ますと、もう
とんど、ちよつと一年を経過してその
報告を国会と内閣に對して提出しな
ければならない時期に達してございま
す。今回の場合、政府としては人事院
からこの報告にあわせて給与改訂の勸
告等が行われるものと予想されている
か、それともその勸告が行われないも
のと予想されているか、この際大臣が
参考までに承つておきたいと思ひ
ます。いかがですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 昨年の
報告を受けましてからちよつと一カ年
になりましたので、今月の十九日前後
におそらくあるいは勸告なり、あるいは
報告なりが参ることと信じておりま
す。これは私も政府の立場で、人
事院は国家公務員の利益を代表して、
第三者の立場として冷静に批判して勸
告なり、報告なりをされるものと信
じております。この報告あるいは勸告が
参りましたときには、これをつつし
んで拝読して十分に尊重したい、こうい
う心持を持つておるだけでございま
す。

○千葉信君 同じ人事院の方から行わ
れておる勸告に對して今もつて実施し
ていない政府が、今のような御答弁を
されることは私どもどうかと思ひま
す。しかし従来の問題は別として、大
久保さんも御承知の通り、昨年人事院
の方ではその報告をするに當つて条件

が明らかに変動しておる、民間の賃金も上昇しておる、物価の状態も今の給与を決定した基準に比べると報告を必要とするような状態に來てゐる。しかし政府の方の政策そのものが、場合によつて實質賃金を引き上げることになるかもしれない。つまりデフレ政策をとつてゐるし、そのデフレ政策が成功すれば實質賃金の引き上げという状態になるのであるから、従つて人事院としては自分の間をいう政策が成功することを希望しつつ、政策もまた十分その政策を成功させるように努力することをあわせて条件として、昨年は報告に終つた。ところが今日に至つてもまだその当時の条件と条件は変わらない。従つて一年間経過した今日においては、もうこれ以上待つことのできない段階に到達してゐると思ふのです。人事院としてはこの際報告すべきだと思ふのだけれども、大久保さん個人の、大臣個人の、給与を担当せられる大臣の立場から考へて、この問題に対してはどういうふうにするかと思ふ。しかし、この際そのまゝ公務員の状態を見送ることが正しいと思つておるか、それとも政府としてはこの際自分の措置を、人事院の報告の問題は別として、自分の措置を講じなければならぬ時期が來てゐると大臣はお考へになつておられるか、この点をこの際承つておきたい。

○千葉信君 神田人事官に御質問を申しあげます。今も同席されていてお聞きになつたことと思ひます。政府の方としてはこの問題に対して、大久保さんとしては報告があるかも知れないというふうにお考へになつておられる。まあその報告に対する最終結論がどうなるかは別問題として、今少くともここで大久保さんから、ここの四、五日中に報告があるものと考へておると御答弁があつたわけですね。これは神田さん御承知の通りで、神田さんにお尋ねしたいことは、去年の七月の報告については今さら私はここで蒸し返して議論をするつもりはありませんが、しかし今度はこちらで給与準則の報告を提出してからまる二年目です。その間に公務員諸君の給与の状態がどうなつておるかというところは、私もより神田さんの方がくろくとして、何から何まで全部御承知です。その過程で一時しのぎに期末手当の要求や、この問題の紛争等が起りましたが、決して現在の赤字の状態を救済するということろまで行つたためしがかつて一度もないのです。今回は人事院としてはもう事務的な一切の検討を終つた時期だし、一体人事院としては、この十九日までこの問題に対してどう対処されるおつもりになつておられるか、この際一つはつきり承つておきたいと思ひます。

○政府委員(神田五雄君) お答えいたします。人事院は例年通り民間給与調査、あるいは生計費の調査等をやつておりまして、ほほその結論は出て参つております。しかしいまだに現在なお検討の余地がありますので、最終的な段階には達していませんが、しかし報告にしろ、報告にしろ、もうほんの近い時期においてしなればならぬというところだけは考へております。

○千葉信君 なお若干の検討を要する部分があるというの、どういふことを指しているのですか。

○政府委員(神田五雄君) いや、それはいろいろの問題がありまして、その材料に基いての検討を加えてゐるという意味であります。ただそれが最終的に決定してゐないものであります。

○千葉信君 その人事院の方で最終的にまだ検討の終つていないというものは、ここの三月とか、四月とか、その月現在の物価の状態であるとか、あるいは民間の賃金の関係について、御調査は、これはもう済んでつくり数字が出てゐる。そういう数字の出たものに対して考へを加えるという意味はどういうことなんですか。それはそういう歴然とした客観的な事実に対する、検討の余地のない問題に対する検討じゃないと思ふ。従つてその数字なり、根拠なりを数として人事院がこれに対してどう対処されるかという検討だろふと思ふのです。その点はどうか。

○政府委員(神田五雄君) いや、それはいろいろの研究でありまして、別に今の数字に対して具体的に対処するとか、何とかという検討、それもありませんし、その結論に達してゐないというところでありまして。

○千葉信君 どうも依然として人事院は本来の人事院の立場を捨てておられるところがあるお考へに終始しておられるように、私はただいまの答弁から非常に心配せざるを得ないのです。そうなりま

すと、私はこの際聞かなくてもいいことまで聞かなければならぬと思ふのですが、まあ人事院としては昨年の七月に報告を出されたときには、最終的な条件としては、人事院は当時の状態から言つて、給与改訂に関する報告をしなければならぬ事実をはつきり認めておる。ところがその報告の最終結論においては、慎重考慮の結果、報告は一応これを留保して報告のみにとどめる、留保するということは、もうすでに人事院自身が報告しなければならぬ条件があるというところをはつきり認めてゐる。そういう条件を認め、しかもなおかつ報告を留保するということにしたおま理由は、生計費に關係のある物価の動向について、政府の考へてゐる物価の反騰を起す状態を阻止する政策、もしくはその阻止する政策が成功することを希望して、人事院としてははつきり事実を認めながら報告を留保してゐる、はつきり出て一年間たつた今、人事院の考へた通りの条件にはなつていないのです。むしろ報告をしなければならぬ条件はずつと續いておられます。数字でも明らかです。人事院の調査した数字でももちろんその通りに違ひないのです。政府の発表している数字もその通りです。はつきりここで数字を讀めと言ふなら、読める数字を持っております。ですから、人事院としては少くとも昨年の報告のときにしたような態度をまたぞろとつて、しかし留保するなんということは言えない段階に來てゐると思ひます。その段階に來てゐるが、なおかつやれ慎重に検討してゐるとか、やれ十分考へなければならぬ

問題があるとか、何の問題を考へるのですか、何に検討を加へなければならぬのですか。明らかに一年間の経過から見れば、人事院としては公務員の利益をちよつと守つてやるためには、はつきり人事院の本来の立場に立つて行動しなければならぬ段階に來てゐると思ふ。しかもあつた十九日まで残すところ一週間ありません。もう一週間もない今日の段階に來てゐる、なおそういう態度をとつておられるというところは、私はもう自分の職責を放棄してゐる態度だと思ひます。これは少し憤まれ口に當るかもしれません、人事院ではこの問題をめぐつて、ときどき人事官會議を開いておるやうであります。今日も浅井さんに來てもらつておる。今日も浅井さんは急性盲腸炎で休んでゐられる。急性盲腸炎で休んでゐられる浅井さんの枕もとで何回も人事官會議が開かれておる。開かれておるその席上で、報告を出すことに最も賛意を注いでおられるのは今年に意外にも神田人事官だといふ風評すら立つておるやうですから、神田人事官の名譽のためにも、はつきりこの際あなたから御答弁を願ひたい。

○政府委員(神田五雄君) 個人的な問題については申し上げる必要は毛頭ありません。それから何べんも申し上げるやうに、とにかく最終的な決定段階には達してゐないということを繰り返して申し上げます。

○千葉信君 最終的な問題の決定の段階に立ち至つていないというのは、公務員法第二十八条に基く報告をする時日について余裕がある。従つてまた報告をするか、しないかということについてその余裕ある時日のうちに決定

すればよろしいからという立場で、あなたは今そういう答弁をされておる。しかしこれは神田さんも否定できないと思うのですがね。公務員の給与に関する報告を出す場合でも、それから報告をする場合にも、これは印刷されて政府にもそれから国会議員にもあなたの方から全部これを提出される。ところがその印刷にはどれくらいの時日がかかるかということについては、国会における法律提案の場合にもみんな常識上わかっています。従ってあなたの方でこういう報告をされる、報告をされる場合の時間の計算も、常識上はつきりどれくらい余裕があるか、どれくらい余裕がないかということとは、はつきりしているのです。今日は御承知の通り、七月の十四日と思つたら十五日だったじゃありませんか。これはあと六、七、八と三日しかない。この三日でこれから慎重に考えて、これから十分考慮して、それから問題を決定して印刷をされる余裕があるとお考えになるか。

○政府委員(神田五雄君) これは慎重にと言つて、非常に時日がかかるようなお考えのようでありますが、なお検討の余地が残されておるということでありますから、そう長い時間を要しません。

○千葉信君 その検討の内容というのを具体的にしてみたい。

○政府委員(神田五雄君) 検討の内容は勢い報告なり、報告なりに触れて参りますが、この席上でお答えすることはどうかと思ひますから、御遠慮いたします。

○千葉信君 どうしてですか、人事官会議の内容等については、事務局長が

ちゃんと記録をとっておかなければならないでしょう。その記録に対してもしも必要があれば国会からその記録を要求することができると。それを何として国会に対してそんなつまらぬことを隠そうとなさるのですか。

○政府委員(神田五雄君) 隠すという意味じゃありませんが、報告とか、報告となりまうと、国会と内閣に対して同時にしなければなりませんし、そういうことに関連して、今まで決定したことについては御遠慮申し上げた方がいいんじゃないかと思ひます。

○千葉信君 私のお尋ねしておるのは、そういう報告をすることになるのか、報告をやるのか、やらないのかという結論をここで御答弁しないといふことを言つてゐるのじゃない。私の質問に対してあなたはいふ、なこれこれの問題について慎重に考慮を要する、目下検討中である、こう言われておるのだから、何を一体検討されておるのか、何を考慮しなければならぬ問題があるのか、その点を……、結論をここでお答えなさいといふことを言つておるのじゃないのですよ。

○政府委員(神田五雄君) だからそれは結局全般的、総合的問題でありまして、個々の問題として具体的に申し上げることは……。

○千葉信君 おかしいね。どうも必要でないことまで言ふまいとしておるのですが、一体去年の報告の経過からみても、人事院としてはどういふことを問題にされておるだらうといふことについてはほぼ想像つくのです。しかしもしその想像通りであるとすれば、ならば、いいですか、想像通りであるならば、去年と同じような条件ではないはずだといふ私どもの考えなんです。ですから去年と同じような格好で問題を考へておられたり、もしくは慎重にその問題に対処しておられるとするならば、これはやはり私どもの立場から見ても、これは内閣委員会です、給与の問題についても、国民の代表として公務員の給与はいかにあるべきかということについては最終結論を出すべき委員会なんです。ですからその委員会では問題の誤まりなきを期して慎重に対処したい、慎重に対処するという点については、あなたと私どもは変りないです。変りないけれども、一体人事院の方が慎重に考へるという考え方で去年と同じような格好で終始しては、これは国家公務員法本来の使命も、それから人事院の使命も、内閣委員会の使命そのものも誤謬を犯す、誤まりを犯す、だからそういうことの起らないように、あなたの方で何か問題であると考へておるならば、その問題の一端なりここので話してもらつて、委員会としてわれわれその問題の所在についてどうすべきかといふことについて、やはりわれわれも考へなければならぬ責任があると思ふ。その程度の質問に対しては答えることができると思ふのですが。

○政府委員(神田五雄君) 何べんも申し上げるのですが、総合的にいろいろ検討して最終的な検討をまだ続けなくちゃならぬと思つております。

○千葉信君 そういう御答弁を聞いたりますと、私どもの方では後の機会に聞こうと思つてた問題まで聞かなければならぬことになると思ひます。神田さんにお尋ねをすればいい、神田さんは恩給局に今年の春以来紛争の

起つておることを御承知ですね。その紛争の種はいろいろありましたけれども、その一つに非常勤職員に対する休日給の問題がありました。これは神田さんも御承知の通りです。ところが非常勤職員に対する休日給の問題等については、これはあなたの方ばかり悪いのじゃなくて、そこに恩給局長おられるようだが、恩給局長のやり方そのものにも非はつきりあります。これはあとで恩給法の審議の過程で三橋君にこの問題についてははつきり聞かなければならぬ。しかしそれはこの委員会ではしつこくこれから機会があるから、私は恩給局長に対する質問はあとの機会にする。しかし神田さんにお尋ねしておかなければならぬことは、人事院の規則で非常勤職員に対しては有給休暇はこれを認めないという規則を出された。非常勤の職員には有給休暇を支給してはならないということになつておるわけですか。ところが御承知のように、非常勤の職員は日々雇ひ上げという格好ですが、実際上は二年、三年、四年と長期にわたつて雇用されておる。そうすると、二年も三年も長期にわたつて勤務をしている非常勤の職員の場合には、有給休暇は認めないという素朴な法律の解釈で一切がさとい有給休暇、つまり日曜祭日等に対しては支給しておらない、こうなつてい

るところが神田さんも御承知の通り、労働基準法の建前でも、一年間勤務したものに對しては六日の有給休暇を最低与えることになるのです。そしてこれが一年増すごとに、二年以上継続勤務した場合に一年について一労働日を加算するということになつております。そうすると、二年間勤務した

ものに対しては一週間有給休暇があるということになる。公務員の場合、一般職の職員でありながら一年たつても二年たつても有給休暇は認めないといふ、こういう人事院規則のために縛られてゐる。労働基準法の最低の線さえも公務員の場合にも保障されないといふことになつてきてゐる。これは人事院の方では、こういう問題が起つてゐることをすぐ目の前で見ておられる。この人事院規則の關係についてどういふふうに対処されるか。

○政府委員(神田五雄君) そのことにつきましても、恩給局長の臨時職員の方からも提訴がありましたが、人事院としても研究しており、これももうすぐ、近く結論に達するはずであります。が、少くとも労働基準法の線は、長期にわたつて勤務している人に対してはやはり与へなくちゃならぬという考え方のもとに、いろいろこの改正について研究しております。

○千葉信君 その態度がよくないといふのです、私は……。問題が起つて今ごろになつてから、労働基準法の最低の保障さえも与へていないことをやつと人事院が今ごろになつて、問題が起つてから善処するつもりだ、なんと言つてゐるのは、人事院の資格がないと思ふのです。人事院はどうしてあつた事態に対して、ああいう事態が起らないまでも、もうすでに昭和二十五年から定員法ができた当時から、行政機関の中には非常勤職員というものがどんどんできてきてゐる。常勤労働者とはちろんのこと、非常勤職員等については、あなたの方の出している統計によつても常勤労働者は二万三千人あるらしい。非常勤職員は六カ月上継続

げるといふことはなかなか困難である
 と思うのであります。まず給与法の第
 二十二条によりますと、職員的身分と
 いうものが、いわゆる定員法内の常勤
 職員、それから日々雇用の非常勤職員、
 二つしかないものであります。それで
 おつしやるように、実態としては非常
 勤職員が事實上定員内の常勤職員と同
 様の勤務をしている、ある場合には能
 力においても何ら差等がないというこ
 とは、これは部分的にはそういうこと
 はあるかと思ひます。しかし現在の法
 体系のもとにおきましては、どういた
 しまして、その中間的なものを認め
 て行くということがなかなか困難な状
 況であります。法体系をこれは全然変
 えてものごとを考えるということでご
 ざいませんと、なかなか困難でござい
 ます。しからば法体系をどういうふう
 に変えるのかという問題になつて参り
 ますと、これは先の当委員会におき
 まして行政管理庁の方から御答弁が
 あつたように、私どももその場で聞き合
 わしておりましたが、そういう者の処
 遇については、いわゆる定員内の職員
 と同様の処遇をするのが適當である者
 もいるわけでございます。従いまし
 て、そういう問題につきましては、私
 は定員法の改正ということによる方が
 場合によつては適當であるということ
 は言えるかも知れません。しかしなが
 ら、実態といたしましては、定員内の
 職員と同様の勤務はいたしておらない
 けれども、またその勤務状態なり、そ
 れからまた雇用の形式等が何れも定員
 内の職員と同様に取扱いする必要は
 ないのか、しかし日々雇用として
 これをやつて行くのはいかにも不當
 であるという者も現に発生しているわ

けでございますので、そういうような問題におきましては、これは行政管理局とも十分相談いたさなければならぬのでございますが、その法体系の改正につきましては、また申しわけになってはなはだ恐縮でございますが、なお若干の時日を許していただきまして、検討したいと思っておりますのであります。ただ現在の人事院規則の範囲内で行うことをやりたいということとで、現在はその成案を得べく急いでいるという現状でございます。

○千葉信君 いろいろ私にも意見はありますが、一応この際はあとの機会に譲ることにして、一体人事院の方では、この国会の会期中程度に人事院の専断所掌している、たとえば人事院規則でできること、人事院規則の政務その他の問題等に対する結論を、この国会の会期中に出せるというお見通しですか。それともまたのんびりだらりと次の国会にやっという格好ですか、その点はつきり御答弁いただきたい。

○政府委員(神田五雄君) ただいまの御質問の点に關しては、今国会中に出すつもりであります。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑はございませんか。

○長島銀藏君 ただいま提案されている問題が恩給の問題でございますので、恩給の問題に集約して御質疑を願うのか、千葉君の今おっしゃったような工合に、ほかの問題までおやりになるのか一つはつきりしていただきまして、もし恩給の問題をおやり下さるといふならば、資料がただいまいただいたばかりでございますので、比較してみれば必要もあると思ひます。この席で直

ちに審議を続行できるか、できないかということは委員長の御判断をお願いしたいと思ひますが、一つ……。

○委員長(新谷實三郎君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め下さい。

○松原一彦君 私はこの法案の最も重大な点は経費関係だと思ふのです。軍人恩給そのものの本質的な問題もいろいろありますが、まずまず先に考えなくちゃならぬのは経費関係であつて、これが明らかになければ比較研究することができませんので、いわゆる民白案と称する法案の予算の本年度、明年度、平年度の計画をお聞きしたい。次に、山下案と称せられる社会党右派の案の同様の計画をお聞きしたい。

本年度は四分の一の金額計算と思つておりますが、明年度はその四倍であるか、どうかはどうもわからないのです。それから衆議院における恩給法一部の修正案の際に出されましたる両社からの修正案というものも相当理由のあるもののように思はれる、この案の予算の計画をお聞きしまして、三つを比較してみることが、審議の上においてきわめて必要だと思ふのです。でありますから、委員長は適當なる方法をもつてそれぞれこの資料をばつていただいて文書にして、一表にしてお見せいただきたいというこの希望を申し上げておきます。

○委員長(新谷實三郎君) 松原委員に申し上げますが、委員長にその資料を集めろということでありませうけれども、議員提案の法律についてはそれぞれの提案者に資料を求めますが、いま

一つの案につきましては、委員長から正式に資料を責任を持って提出してもらいたいという権限を委員長に持つていないだらうと思ひます。でありますから、そういったものは専門員に連絡をして、可能な限り資料を集めるといふことで御了承願ひないと思ふのですが。

○松原一彦君 それではけっこうです。りっぱな印刷物になつたところの修正案なるものが提案せられておつて、私もそれを持つております。ただし従つてこの説明の中に、速記でも読めばわかるかと思ひますが、予算計画、いわゆる経費の計画が必ずどこかにあると思ひますので、しかるべき方法で衆議院の方の議録からでもお取り調べ下さいまして、専門員の方で適當に、資料が手に入らなければいたし方ありませんが、比較したものをば一つ見せていただきたいということをお願ひ申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) 可能な限りさように取り計らいます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時十一分散会

七月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月四日)